

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の 一部改正について

都市計画課生活排水対策室

1 改正の理由

浄化槽法の一部を改正する法律が令和元年6月に成立し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるよう求められていることから、鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年条例第42号。以下「条例」という。）の改正に合わせ、浄化槽管理士に対する研修及びその受講等に関し所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 規則第3条第3項第6号（新規追加）

登録申請書の添付書類として、有効期間満了後に引き続き登録を受け
る場合は、浄化槽管理士が研修を受講したことを証する書類を追加

(2) 規則第8条の2（新規追加）

条例第10条第8項に規定する浄化槽管理士に対する研修について、研
修内容等を規定し、登録の有効期間ごとに1回以上研修を受講するよう
義務付ける規定の追加

(3) 第1号様式（改正）

登録申請書の様式に、「受講年月日」と「受講予定年度」を記載する欄
を設ける

3 施行期日

2(1)…令和5年4月1日（業者が対応する期間を考慮）

2(2)…令和2年4月1日（法律の施行期日と同日）

2(3)…令和2年4月1日（法律の施行期日と同日）